

(単位：百万円)

No.	事業名	令和6年度 補正予算額	担当府省庁	備考
2. 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる				
2-①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）				
6	孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備	410	内閣府	再掲
7	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	270	こども家庭庁	
8	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	450 の内数	文部科学省	
9	地域自殺対策強化交付金	2,034 の内数	厚生労働省	
10	こども・若者の自殺危機対応チーム事業	2,034 の内数	厚生労働省	
11	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	300	内閣府	
12	性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金	225	内閣府	
13	性暴力被害者等相談体制整備事業	255	内閣府	
2-②人材育成等の支援				
14	孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備	410	内閣府	再掲
2-③関連施策の推進				
15	地域少子化対策重点推進交付金	8,300 の内数	こども家庭庁	

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備 (内閣府孤独・孤立対策推進室)

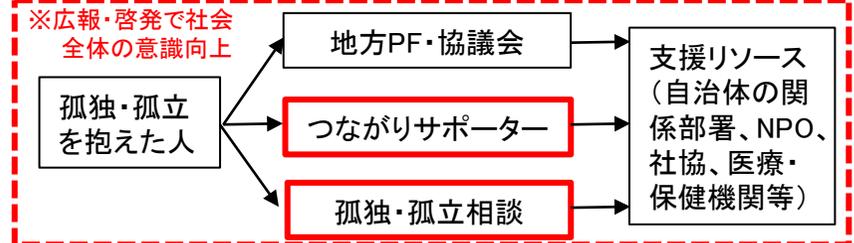
6年度補正予算額 4.1億円

事業概要・目的

- 孤独・孤立の問題が年々深刻化している中、複雑・多様化する困難を抱える方を支援につなぐ対応が求められています。孤独・孤立を抱えた人がだれ一人支援から取りこぼされない社会を目指し、環境整備に取り組めます。
- そのために、①身の周りの孤独・孤立を抱えている人に関心を持ち、できる範囲でサポートする「つながりサポーター」の養成、②全国統一相談窓口から地域の支援につながる仕組みの構築に取り組めます。
- また、③毎年5月の孤独・孤立対策強化月間での集中的な広報に加え、月間以外でも孤独・孤立対策キャンペーン等効果的な広報に取り組むことで、社会全体の孤独・孤立対策にかかる国民の意識を高め、予防効果を高めます。

事業イメージ・具体例

- つながりサポーター養成講座を、地方PF交付金対象自治体のほかにも広く実施するとともに、子ども向け・上級者向け講座開発に取り組むことでより広い層への普及を図ります。
- 孤独・孤立相談は、統一番号による電話相談実施に加え、オンライン居場所を兼ねたメタバース相談試行、IT・AIの活用による相談業務効率化に取り組めます。
- 月間中にNPO等と連携して実施するイベント開催準備やHP等による広報を実施するとともに、広報・相談の両方に使えるメタバース空間の構築に取り組めます。



資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立対策推進法 (令和6年4月1日施行) を受け、国民の理解増進 (第9条)、相談支援 (第10条)、人材の確保 (第12条) を国として進め、もって孤独・孤立の予防や孤独・孤立状態にある者が支援につながり続ける社会の実現に資するものです。

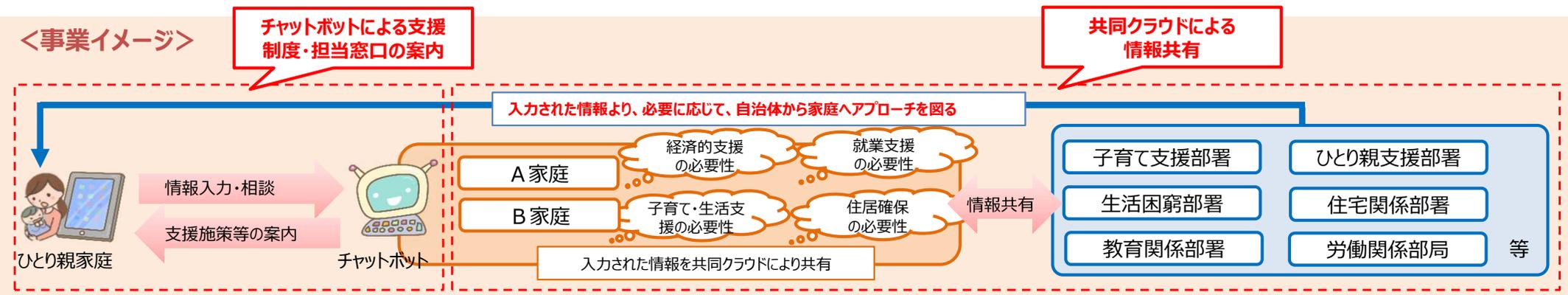
令和6年度補正予算 2.7億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっている。（市区町村福祉関係窓口の利用状況：母子世帯46.0%、父子世帯31.3%、母子家庭等就業・自立センター事業を利用したことがない者のうち制度を知らなかった割合：母子世帯33.6%、父子世帯37.9%）
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 全国の先進自治体の取組事例を横展開することにより、自治体の効果的・効率的な事業実施を促進する。

事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり：30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和7年度予算額（案）

94億円

（前年度予算額

88億円）



文部科学省

令和6年度補正予算額

4億円

背景・課題

- 近年、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数が大きく増加するとともに、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない小・中学生が約13万4千人に上るなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。



目標

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 <令和7年度予算額（案）の概要> ※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 9,295百万円（8,680百万円）【補助事業】

① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

- ・ 学びの多様化学校の設置準備・設置後の運営支援
- ・ 校内教育支援センター（SSR）支援員の配置（2,000校）【新規】
→SSRを拠点として、不登校傾向等にある児童生徒の学習支援や相談支援を行う
- ・ 教育支援センターのアウトリーチ支援体制強化（130箇所）、関係機関との協議会の設置



② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・ SCの配置（全公立小中学校 27,500校、週4時間）
- ・ SSWの配置（全中学校区 10,000校、週3時間）
- ・ 重点配置校（いじめ・不登校対策）の充実
SC：10,000→11,300校 <+週4時間>
SSW：10,000→11,000校 <+週3時間>



③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

【令和6年度補正予算額 149百万円】

- ・ 不登校の未然防止・早期対応に向けた保護者等への相談支援体制構築事業
→保護者に対する相談支援の実施や、不登校支援等に係る情報提供など、相談支援体制の構築を支援（200自治体）

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究 34百万円（47百万円）【委託事業】

① いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに 関する調査研究

- ・ 自殺予防教育推進事業
→令和6年度に作成したモデル事例や啓発資料等の普及促進
- ・ 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの実証
- ・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究



② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの常勤化に 向けた調査研究

【令和6年度補正予算額 301百万円】

- ・ いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業
→新たに警察OB・OG等の多職種の専門家をいじめ対策マイスターとして教育委員会に配置（5都道府県、15市区町村）
- ・ いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業
→いじめ未然防止教育の指導教材等及び動画教材の作成、一般向けの啓発動画の作成
- ・ 不登校・いじめ対策の効果的な活用に向けた調査研究

こども家庭庁 ※主に首長部局を通じた対応

- ・ 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証
- ・ いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- ・ 学校につながりが持てない子どもを含め、地域での不登校の子どもへの切れ目ない支援
- ・ こどもの多様な居場所づくり

など

文部科学省・こども家庭庁が連携して対応 ※非予算の取組

- ・ いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- ・ いじめ重大事態の情報共有
- ・ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

施策名：地域における自殺対策の強化

① 施策の目的

・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
 ・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化

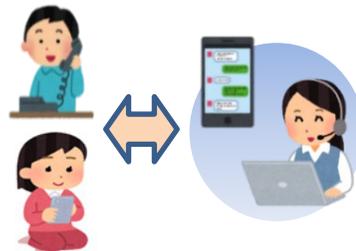
(1) 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援

・都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援



(2) 地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

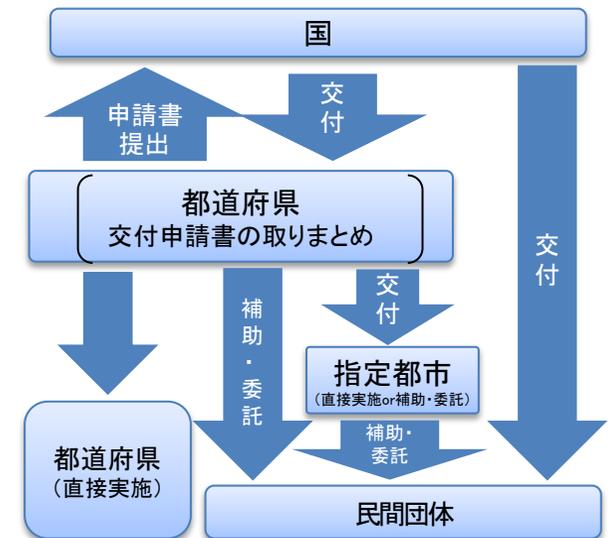
・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した相談体制の強化
 ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
 ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援



II 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率：10/10、2/3（都道府県・指定都市）
 :10/10（民間団体）



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
 ・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和7年度当初予算案 38億円の内数 (37億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算 20億円の内数

(38億円の内訳)
地域自殺対策強化交付金 32億円
調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 令和5年(2023年)の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年(514人)と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種 of 専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者: 次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
 - ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了: 地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率: 10/10

DV被害者等セーフティネット強化支援事業 (DV相談プラス事業)

令和6年度補正予算額 **3.0億円**

事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援については、
 - ・配偶者暴力支援センターへの相談件数が令和2年度に過去最高となって以降、高水準で推移（年間約12万件）する中、改正配偶者暴力防止法が施行し、身体的な暴力ではなく精神的な暴力もDVであるとの認識が広まっていることにより、相談件数の引き続きの高水準が想定されます。
 - ・DV被害者が速やかに相談し、途切れのない支援を受けられる「DV相談プラス」の実施により、相談対応体制の充実を図ります。

事業イメージ・具体例

- DV相談プラス
 - ①24時間対応の電話相談
 - ②SNS・メール相談
 - ③相談員の研修等



24時間電話相談

つなぐ はやく
0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談（SNS相談）にも対応

※24時間受付

10言語

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、カタログ
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和7年度概算決定額 497百万円】
(令和6年度予算額 493百万円 補正予算額 225百万円)

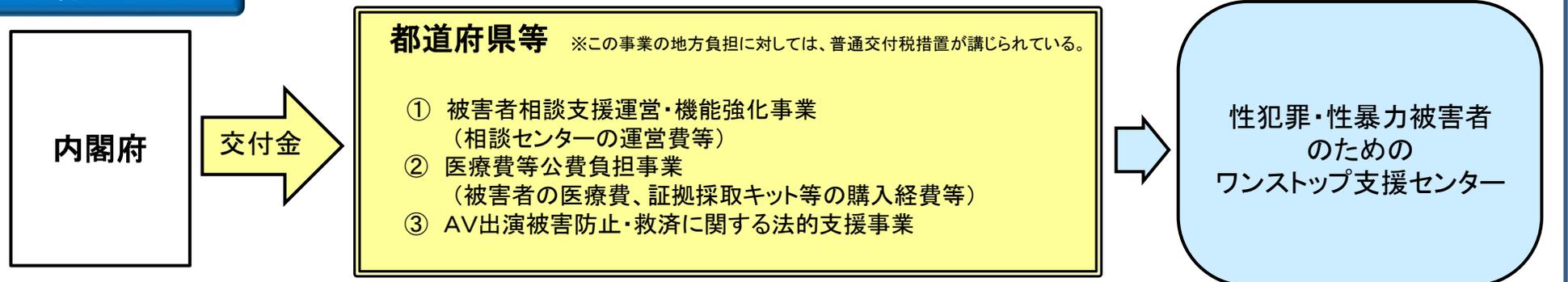
目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

- ◆ 交付先： 都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費： 都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
 - ①相談センターの運営費等
(人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応等)、こども・若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算等)
 - ②被害者の医療費等
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費等)
 - ③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交付率： 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ その他： 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム



性暴力被害者等相談体制整備事業

令和6年度補正予算額 2.6億円

事業概要・目的

- 性犯罪・性暴力の被害者に対する相談対応体制について、相談件数が増加している中、被害者が相談しやすくするため、夜間・休日のコールセンターを運営する。また、SNSを活用した相談対応を行い、多様な相談ニーズに対応する。

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施



ワンストップ支援センター

夜間休日はコールセンターに転送することで、全国24時間365日、相談の受付が可能に

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」



キュアタイム

🔍 検索

事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。令和4年に引き続き令和5年も出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を継続する。
 - ・未婚者が結婚しない理由「適当な相手にめぐりあわない」割合の低下 直近の成果実績より低下 (参考) R3年度実績 45.7%
 - ・未婚者が結婚しない理由「結婚資金が足りない」割合の低下 直近の成果実績より低下 (参考) R3年度実績 18.2%
 - ・「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇 (参考) R5年度実績 30.9%
 - ・「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇 (参考) R5年度実績 51.8%
 - ・男性の育児休業取得率 R4年度実績 17.1% → R7年度目標 50%

事業の概要

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組(結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組)を支援する。

(1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー(補助率:2/3)

結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

- ・重点メニュー(補助率:3/4)

自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン等支援

結婚支援事業者との官民連携型結婚支援、AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携 等

(2) 結婚支援コンシェルジュ事業(補助率:3/4)

(3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

- ・一般メニュー(補助率:1/2)

結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等

- ・重点メニュー(補助率:2/3)

自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、男性の育休取得と家事・育児参画の促進 等

② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- ・一般コース(補助率:1/2)

- ・都道府県主導型市町村連携コース(補助率:2/3)

【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下:60万円 夫婦共に39歳以下(左記世帯を除く):30万円

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村等